

令和6年度スマートシティ YAIZU プラットフォーム

紙地図の電子化業務委託

仕様書

令和6年6月

焼津市 DX 推進課

令和6年度スマートシティ YAIZU プラットフォーム
紙地図の電子化業務 仕様書

目次

第一章	総則	1
	(基本事項)	1
	(背景・目的)	1
	(提案事業者の概要)	1
	(受注者の責任と義務)	1
	(業務期間)	1
	(成果物)	2
	(納入場所)	2
	(納期)	2
第二章	業務要件	3
	(業務概要)	3
	(業務要件)	3
	(業務作業)	4
	(検査要件)	5
	(その他留意事項)	5
第三章	プロジェクト管理	5
	(プロジェクト計画書)	5
	(実施体制)	6
	(会議体運営)	6
	(関連事業との連携について)	6
第四章	その他	6

第一章 総則

(基本事項)

第1条 本仕様書は、焼津市（以下、「発注者」という。）が発注する「令和6年度スマートシティ YAIZU プラットフォーム紙地図の電子化業務（以下、「本業務」という。）」に必要な事項を定めるものとし、受注者は、当該仕様書に基づき業務を行うものとする。

(背景・目的)

第2条 当市では、本年度、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ (TYPE 2) の採択を受け、スマートシティ YAIZU「みんなで使う地図情報サービス事業」に取り組んでおり、「庁内 GIS」及び「公開 GIS」を構築し、庁内共有可能データの一元的な管理による業務効率化と市民サービスの向上を図ることとしている。庁内には、紙管理地図による業務が多く存在するため、本業務において、「庁内 GIS」「公開 GIS」に取り込める形式で、紙管理地図を電子化することにより、業務の効率化、市民サービス向上を目指す。

(提案事業者の概要)

第3条 提案する事業者は、企画提案書に会社概要を記載すること。

第4条 官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）が発注した GIS 入力業務で元請として、同程度以上(税込金額 1,000 万円以上)の履行実績を有する者であること。実績は提案書に記載すること。

(受注者の責任と義務)

第5条 受注者は仕様書において、発注者が要求する事項はもとより、これらに関する全ての業務に対して全責任を負い、仕様書の要求に合致した完全なものを定められた期日までに発注者に引き渡すこと。

第6条 発注者が作業内容等について受注者に要求または提案した事項に受注者が同意した場合は、それによって生ずる一切の責任を受注者は負うこと。

(業務期間)

第7条 本業務の事業期間については契約締結日から令和7年1月31日（金）までとする。

第8条 スケジュール（予定）

(1)スケジュールのイメージ（参考）

工程	令和6年								令和7年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【関連工事】 紙管理地図情報のデジタル化			紙管理地図電子化作業 地図合同会議 ▼								
【関連工事】 地図データ機能(庁内GIS)構築業務			開発、構築 地図合同会議 ▼						調整期間		
【関連工事】 地図データ機能(地図API)及び 公開型GIS等構築業務			開発、構築 地図合同会議 ▼						試験	Sin ▼	
									既存地図（電子化地図会）入力 公開GIS結合試験	実証期間	
									地図取込 庁内GIS結合試験	実証期間	

(2)想定するマイルストーン（予定）

- ① R6.7月上旬：第1回スマートシティ YAIZU プラットフォーム地図合同会議
（要件定義前のスケジュール、整備方針確認）
- ② R6.9月上旬：庁内 GIS、公開 GIS 地図取込開始
- ③ R6.11月下旬：公開 GIS 地図取込完了
- ④ R6.12月下旬：庁内 GIS 地図取込完了
- ⑤ R6.12月～R7.1月：取込データ調整期間
- ⑥ R7.1月：焼津スマートマップサービス開始（実証開始）

（成果物）

第9条 成果物は次の各項目のとおりとし、他に指定のない限り、履行期間終了日までに発注者に提出し、確認を受けること。

(1)紙地図等を電子化したデータを格納した正副 DVD（発注者と協議の上別の電子媒体でも可）

(2)プロジェクト管理に関する成果物

- ① プロジェクト計画書（作業要領）
(ア) 契約締結後、作業着手までに発注者に提出し承認を受けること。
- ② プロジェクト管理及び会議資料等
(ア) 管理表（文書管理、課題管理表、変更管理等）
(イ) 報告書（進捗報告、作業報告等）
(ウ) 議事録等（議事録、その他報告事項に関する資料）
- ③ 検査計画書
(ア) テスト開始日までに納品すること。
- ④ その他
(ア) 一時的業務遂行についての報告、更なるシステム品質向上に向けた提案など、発注者が必要と認める書類

第10条 成果物としての書類は、A4用紙に印刷できる形式とし、成果物は印刷した正本1部のほか、電子ファイルで提出すること。また、電子ファイルは、PDF形式及びMicrosoft Office 2010（Word、ExcelまたはPowerPoint）以降のOpenXML形式とすること。

（納入場所）

第11条 成果物の納入場所は、焼津市役所 DX 推進課とする。

（納期）

第12条 検査検収期間を見込み、紙地図等を電子化したデータについては、令和7年1月20日（月）を目途に納品すること。その他については、令和7年1月31日（金）までに納品する

第二章 業務要件

(業務概要)

第13条 台帳で管理されている情報を電子化し、庁内 GIS や公開 GIS 等では取り扱えるように緯度・経度・座標値等の付与及び文字・線・ポリゴン等の入力を行うこと。

第14条 一部の台帳については貸与する画像とのリンク作業を同時に行うこと。また、市内全てのごみの集積所と公道と公共施設の境界に設置されている車止め等の別紙に指定する台帳については、台帳地点の全てに対し現況撮影（複数枚）を実施したうえで入力作業すること。

第15条 作成する電子データは発注者が指定するファイル形式（shape、csv、jpg、pdf 等）とし、発注者が指定した媒体に記録したもので提出すること。

(業務要件)

第16条 電子化対象地図

- (1)別紙「想定電子化対象地図一覧」参照すること。想定ボリュームは、紙地図、台帳からサンプル抽出した数量に基づいて算出しているが、発注者の事情により増減があるものとして入札前に了承しておくこと。
- (2)入力作業前に、想定電子化対象地図の内容を十分に把握すると共に、発注者が別調達で構築する庁内 GIS や公開 GIS で表示を予定している内容及び入力フォーマット等について、発注者及び関係者の要件を十分に把握し作業を行うこと。なお、具体的な把握方法は提案書に記載すること。

第17条 貸与物

- (1)別紙「想定電子化対象地図一覧」の地図及び台帳、付帯する画像データ
- (2)焼津市都市計画基本図（DM データ）

第18条 貸与期間

- (1)貸与する地図及び台帳は日々使用するものが多いため、台帳毎に貸し出しが可能な期間が異なることを前提として対応すること。
- (2)民間発行の地図等は著作権の都合で複製ができないもの（最新版でない住宅地図帳等）が存在しており、市役所に人員を派遣し作業を実施することを前提に計画すること。なお、その場合の場所は別途協議とする。
- (3)必要な人員・交通費・設備機器の手配等は、全て受託者負担とする。

第19条 貸与物の返却

- (1)対象書類保管場所（焼津市役所）より受注者が借用及び返却を行うこと。なお、受注者は、収集作業開始前に発注者と借用日程について打合せを行うこと。
- (2)受注者は、発注者の要請により貸与品の一時返却を求められることを考慮し、契約後速やかに作業工程管理表を作成すること。
- (3)本件作業は発注者の業務中に行う作業のため、発注者と十分に協議を行い、発注者の指示に従うものとする。なお、貸与品の返却確認については発注者と立会い確認を行い、発注者の指示

された場所に返却とする。

第20条 貸与物の安全の確保

- (1)受注者は貸与品の借り出し後、作業場所到着時、作業時、保管時及び返却時において、安全確保を徹底すること。なお、発注者から提供された貸与品により、契約目的物の作成のために受注者が保有した使用済みデータは全て消去及び廃棄処分し、その結果については書面で報告すること。
- (2)貸与物の適宜、適切な管理に努めること。
- (3)事故等により業務に支障が出た場合は直ちに発注者に連絡のうえ、その指示に従うこと。
- (4)受注者は、貸与品の保管・管理には充分注意し、損傷、汚損または紛失のないよう取り扱うこと。成果物の納入前に生じた一切の損害は受注者の負担とする。

第21条 機密保持及び搬送に係る措置

(1)機密保持

受注者は、本作業実施のため、発注者からの貸与物については機密扱いとし、その保持に努めるとともに、複写、転記等により、本作業以外の目的にこれを使用することを禁止する。

(2)搬送に係る措置

貸与品の搬送については慎重に取り扱い、滅失、破損、水濡れ及び盗難その他の事故がないよう適切な措置を講じること。講じる内容については提案書に記載すること。

(3)搬送等に関する一切の費用は、受注者が負担する。

(業務作業)

第22条 作業範囲

- (1)作業範囲については、別紙「想定電子化対象地図一覧」の内容、数量を基に、次の事項を実施すること。
 - ① 貸与資料の内容確認
 - ② 緯度経度座標付与作業、台帳記載情報入力作業
 - ③ データチェック
 - ④ 成果品作成

第23条 入力作業方法

(1)作業準備

- ① 受注者は入力作業を実施するにあたり、事前に必要なソフトウェアを受注者負担にて、必要ライセンス分用意すること。なお、必要なソフトウェアとライセンス数及び用途等を提案書に記載すること。

(2)入力作業

- ① 次の項目毎に、具体的な作業手順や内容を提案書に記載すること。
 - (ア) 台帳・地図に記載されている点、線、面、文字を、ほぼ同一の場所に入力すること。
 - (イ) 入力したデータに対して都市計画基本図データおよび住宅地図データを重畳させ、誤差

の有無を確認し、補正作業を行うこと。

- (7) 読解できない場合や、大きな誤差が発生した場合は、都度発注者へ報告し指示を仰ぐこと。

(3)写真撮影

- ① 次の項目毎に、具体的な作業手順や内容を提案書に記載すること。

- (7) ごみの集積所は1箇所でも2～3枚程度、施錠箇所（車止め等）は1箇所1枚程度の写真撮影を行うこと。

- (4) 写真撮影に際し、作業者と分かる表示を行うなど住民等とのトラブルを発生させない配慮を行うこと。また、トラブルへのリスク対処として、トラブルに発展し得る案件の状況把握、市への早期連絡など必要な体制を構築すること。

(4)電子ファイル（シェイプファイル等）加工作業

- ① 市内GISに取り込まない広域な地図データ等について、発注者の求めに応じて、市内のみの電子地図データに加工すること。

（検査要件）

第24条 検査

- (1)全ての作業が完了し、受注者の自主検査及び発注者の検査に合格した完成品を納入場所へ納入することをもって検収とする。
- (2)発注者の検査は、市内GIS、公開GISにデータ取込後、正常に表示できることををもって合格とする。なお、不具合があった場合は早急に対処すること。

第25条 不適合の処置

- (1)受注者は、作業の過程、検査等によって発生または発見された不適合について、その不適合の概要及び処理方針等を速やかに文書にて報告すること。また、処理方法については発注者と協議のうえ、その指示に従うこと。

（その他留意事項）

第26条 作成入力作業に際し、使用する地図の作成事業者等の著作権を侵害してはならない。その許諾等にかかる費用は受託者が負担すること。

第三章 プロジェクト管理

（プロジェクト計画書）

第27条 受注者は、各業務の円滑な運営、品質管理を目的とした、プロジェクト計画書（作業要領、作業計画書、作業体制図、作業工程表等）を策定し、発注者の承認を得て本業務を遂行すること。

(実施体制)

第28条 受注者は、本業務の遂行を確実にする実施体制を確保し、提案時に実施体制図を提示すること。

第29条 プロジェクト管理者は、発注者の指示に従い、業務遂行に関する一切の事項を管理、処理すること。

第30条 品質管理者は、業務全般の品質管理を行うこととし、成果品の品質確保に努めること。

(会議体運営)

第31条 受注者は本業務の遂行において、発注者との協議及び報告等を目的とした会議体を定期的を開催し、プロジェクト管理者及び会議に必要な者が出席すること。その他、関係者の判断により、必要に応じて開催すること。

第32条 定例報告会以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。

第33条 会議体の運営は受注者が主体となり、進捗報告書、課題管理表、変更管理表、スケジュール、会議録、その他必要と思われる報告資料等を準備すること。

第34条 前項の報告書類は、通常会議等の終了後3営業日以内を基本に、発注者へ報告すること。

(関連事業との連携について)

(1)関連事業プロジェクト運営への協力

- ① 本事業を構成する関連事業との連携を目的とした、発注者が別途定めるプロジェクト運営（スケジュール、課題管理表、会議体参加（月1回程度）等）に協力すること。また、他業務と連携が必要な場合は個別に調整を行い、調整過程や結果は発注者に報告すること。

第四章 その他

第35条 焼津市スマートシティ推進協議会への協力

- (1)受注者は、今年度発足を予定している焼津市スマートシティ推進協議会へ参加等、発注者の求めに応じ協力すること

第36条 独自提案

- (1)その他、独自の提案をすること

第37条 法令等の遵守

- (1)受注者は、本業務の遂行に当たっては以下に掲げる法令等を遵守すること。

- ① 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ② 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- ③ 焼津市情報セキュリティポリシー

第38条 使用権許諾契約等

- (1)発注者は、本業務において使用するソフトウェアの使用許諾契約を、必要に応じて発注者とソフトウェア開発元等との間で締結するものとし、受注者は、その処理を代行すること。

第39条 協議

- (1)本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、発注者と受注者の協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。